

ファンドニュース

国際金融センターの実現に向けたこれまでの取組み



2023年10月

はじめに

2020年12月に閣議決定された経済対策に「世界に開かれた国際金融センターの実現」が盛り込まれ、金融庁は海外の資産運用業者の参入を促進するための施策を講じてきました。その後、2023年6月に公表された経済財政運営と改革の基本方針2023では「資産運用立国」の実現を目指すことが盛り込まれ、2023年9月に岸田文雄首相は海外の資産運用業者のさらなる新規参入を促進するために「資産運用特区」を創設することを明らかにしました。これらのことから、ますます国際金融センターの実現に向けた取組みが加速することが予想されます。

そこで本号では、世界に開かれた国際金融センターの実現のためにこれまでに講じられた施策とその成果について解説します。

1. 現在までの取組み

政府は国際金融センターの実現のため、2021年1月以降現在までに主に以下のような施策を講じてきました。

省庁・関係機関に横ぐしを刺す総合パッケージ

- | | |
|------------|---|
| 1) 税 | ✓ 法人税・相続税・所得税についての改正・明確化 |
| 2) 金融規制 | ✓ 新規に日本に参入する海外資産運用会社等からの事前相談・登録手続き・監督に関する英語かつワンストップでの対応
✓ 海外資産運用会社向けの簡素な参入手続(届出制度)の創設 |
| 3) 在留資格 | ✓ 在留資格「短期滞在」で日本入国後、本国に一度帰国して在留資格を切り替えることなく、日本でのビジネスを開始可能に
✓ 高度外国人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和、配偶者の就労についての利便性向上 |
| 4) 創業・生活支援 | ✓ 創業支援に加え、教育、医療、住居等の生活面の情報提供や相談もカバーするワンストップサポート |
| 5) 情報発信 | ✓ 国際金融センター専用ウェブサイト、金融庁公式LinkedInアカウントや在外公館を通じた情報発信・誘致の強化 |

出所: 金融庁ウェブサイト(<https://www.fsa.go.jp/policy/financialcenter/index.html>)

これらの施策の特徴には大きく分けて3点あると考えられます。

まず、これらは主に金融庁の施策ですが、金融庁だけではなく、省庁・関係機関を横断した取組みであることです。例えば、1)では、法人税・相続税・所得税といった税法の所管官庁である国税庁と連携して、各種税制度の改正・明確化を図っている点が特徴的だと言えます。



次に、金融商品取引法(以下、金商法)や金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(以下、監督指針)などで規定される範囲について金融庁は行政事務を担いますが、4)創業・生活支援にあるように、金融商品取引業とは直接関係のないエリアについてもワンストップでサポートしている点が特徴的だと言えます。

2)や5)のような英語による行政対応は、海外資産運用会社が新規に日本に参入を促進するためには不可欠です。以前から英語による行政対応は業界の要望としてあったものの長らく実現しませんでしたが、そうした要望が反映された点で特徴的だと考えます。

そこで、こうした数々の特徴ある施策のうち、2021年1月以降に新規に日本に参入した海外資産運用会社に対して特に影響があったと思われる2)金融規制と、4)創業・生活支援について詳しく見てみます。

(1)金融規制

① 2021年1月の金融商品取引業等に関する内閣府令の改正

従前、一部を除き、日本に参入する海外資産運用会社が日本において金融商品取引業の登録を行うためには、金商法で定める登録申請書およびその添付書類(以下、登録申請書等)を日本語で作成し、管轄財務局に提出する必要がありました。また金融商品取引業者として登録した後の、金融庁や管轄財務局による監督も日本語で行われてきました。

2021年1月の金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、金商業等府令)の改正により、一定の条件を満たす新規に日本に参入する海外資産運用会社が提出する登録申請書等を英語で提出することが可能となりました。また、この法令改正に対応するために、金融庁と財務局は、新規に日本に参入する海外資産運用会社の登録に関する事前相談、登録手続および登録後の監督を英語で行うとともに、これらの業務をワンストップで行う「拠点開設サポートオフィス」を開設しました。これにより、金融商品取引業の登録を英語で行った海外資産運用会社は、各種届出を英語で行うなど、監督官庁である金融庁と英語でやりとりを行うことが可能になりました。

なお、金融庁のウェブサイトでは、登録手続に英語での提出を認める書類および登録後に英語での提出を認める書類について英語での様式が記載上の留意事項とともに公表されています。

② 2021年11月の金商法の改正

海外のプロ投資家を顧客とする資産運用業者であっても、これまで日本で資産運用業を行うには、原則として金商法で定める金融商品取引業のいずれかの登録が必要がありました。また、海外で業務実績がある場合でも、登録手続には一定の時間を要することがかねてからの課題でした。

こうした課題を解決するために、2021年11月の金商法の改正により、主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの資産運用業者や、海外当局による許認可を受け海外の顧客資金の運用実績がある資産運用業者が届出により投資運用業などを行うことが可能となる「海外投資家等特例業務」および「移行期間特例業務」の2つの特例業務が新設されました。これらの特例制度についても英語で届出を行うことが可能です。

③ 2022年3月の金商業等府令の改正および2022年10月の金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件(以下、告示)の改正

①で述べたとおり、新規に日本に参入する海外資産運用会社が登録に関する事前相談、登録手続および登録後の監督を英語で行うためには一定の条件を満たす必要があります。また、全ての金融商品取引業が対象になったわけではなく、2021年1月時点では以下の下線部の者や金融商品取引業は対象ではありませんでした。

(英語で登録手続の対象となる業)

(a) 英語での書類提出が可能となる場合

以下のいずれかに該当する場合は、英語での登録申請などが可能となります。

① 以下の(i)および(ii)に応じ、それぞれ外国において(i)および(ii)に記載の業務を行っている者

(i) 第一種金融商品取引業の登録を希望する場合:第一種金融商品取引業と同種類の業務

(ii) (b)②~④の業の登録を希望する場合:投資助言・代理業または投資運用業と同種類の業務

② ①の親会社等、子会社等または関連会社等

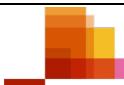
③ ①で業務実績がある者(役職員であった者)が新たに申請(役員または重要な使用人として申請)する場合

(b) 対象となる業

以下の業の登録が対象となります。

① 第一種金融商品取引業※1

② 投資運用業



- ③ 投資助言・代理業
 ④ 運用業務に関する以下の第二種金融商品取引業

- (i) 運用業者が自社設定した投資信託やファンドの販売業務を行う場合
 (ii) 特定投資家を相手方として、グループ会社が運用する組合型ファンド(集団投資スキーム持分)の販売業務を行う場合
 (iii) 投資法人の資産運用会社および適格投資家向け投資運用業者のみなし第二種金融商品取引業に係る業務を行う場合

※1 第一種金融商品取引業のうち、特定投資家を相手方として行うものであって、取扱う有価証券が外国投資信託の受益証券、外国投資証券などの一定の有価証券のみであるもの。

出所: 金融庁ウェブサイト(<https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>)をもとに PwC 作成

しかし、2022年3月の金商業等府令の改正や2022年10月の告示の改正を経て、英語での対応の対象となる者や金融商品取引業の範囲が拡大し、2023年9月時点では、英語登録が可能となる海外資産運用業者は、以下にあるスキームを利用したビジネスモデルを念頭に日本に参入しています。なお、海外資産運用会社が日本に参入した際のビジネスモデルについては、次号以降のファンドニュースで解説します。

(海外資産運用業者の典型的な参入スキームと英語対応の可否)

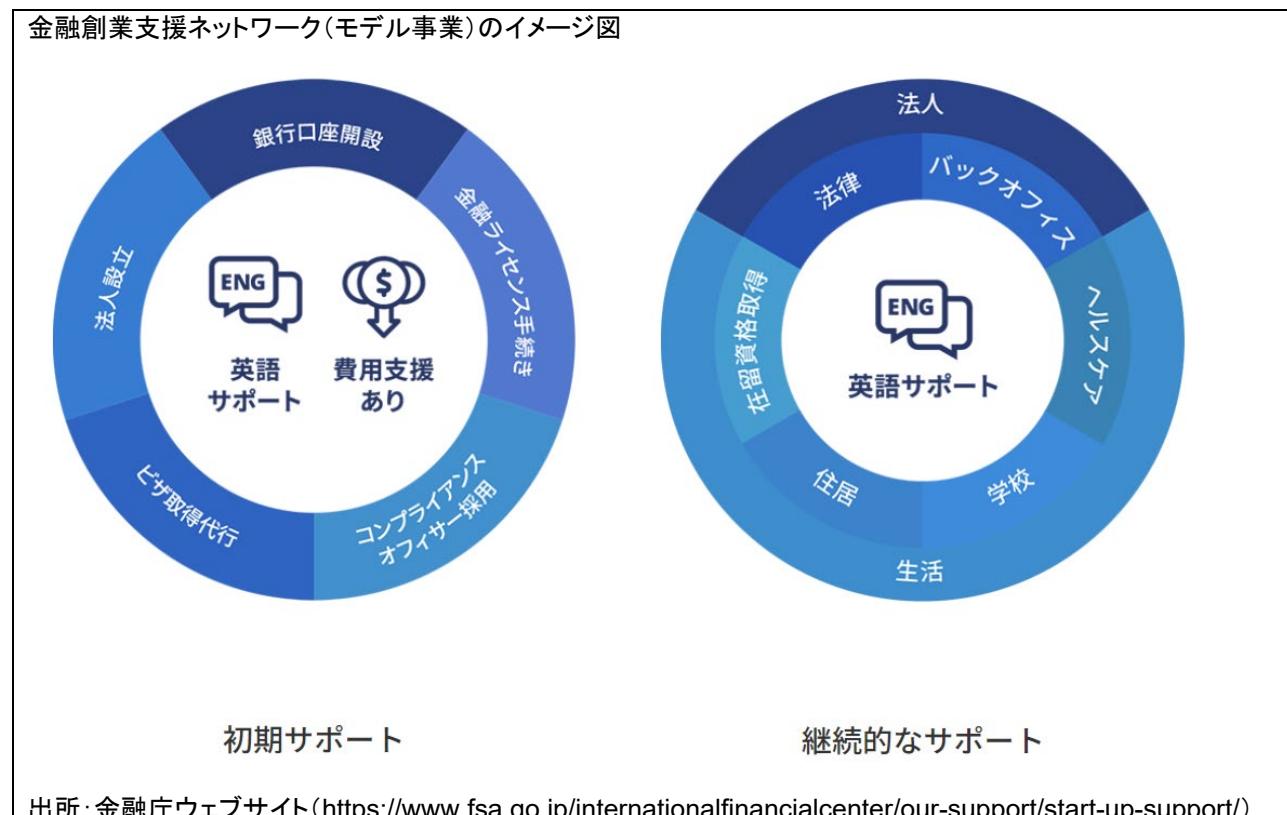


出所: 金融庁公表「2023事務年度金融行政方針」の「コラム4」より抜粋

(2) 創業・生活支援

前述の「拠点開設サポートオフィス」では、新規に日本に参入する海外資産運用会社の登録に関する事前相談、登録手続および登録後の監督以外にも、当該会社の創業および生活面についての支援も行っています。例えば、法人設立登記や在留資格取得などの創業面に係る手続き、住居の確保、英語の通じる医療機関やインターナショナルスクールといった生活面の立上げに関して、英語による情報提供や相談対応、支援をワンストップで提供しています。特に、(1)(3)の対象業者に対しては無料で支援する「金融創業支援ネットワーク(モデル事業)」を実施しており、これまで新規に日本に参入した複数の海外資産運用会社が当該事業を利用して、金融商品取引業の登録や特例制度の届出を完了しています。

金融創業支援ネットワーク(モデル事業)のイメージ図



出所: 金融庁ウェブサイト(<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/our-support/start-up-support/>)

2. 取組みの成果

2021年1月に金融庁財務局が「拠点開設サポートオフィス」を開設以降、2021年4月の1号案件を皮切りに、2023年9月現在、金融商品取引業の登録または特例業務の届出が合計で27件完了しています。

2021年は登録または届出完了案件は5件のみでしたが、2022年は9件、2023年は13件(9カ月間)と着実に件数が増えています。また、このうち、「金融創業支援ネットワーク(モデル事業)」の利用事業者は当該事業の利用に関するインタビューを受けており、少なくとも10件については当該事業を利用したと見られます。

	金融商品取引業の種別または特例業務					件数	備考
	第一種金融商品取引業	第二種金融商品取引業	投資運用業 (※1)	投資助言・代理業	海外投資家等特例業務		
2021	0	0	2	4	0	5	※2
2022	2	2	1	4	0	9	
2023	0	2	1	9	1	13	
合計	2	4	4	17	1	27	※2

※1 適格投資家向け投資運用業を含む。

※2 複数業を同時に登録した事例があり、2021年は5件、2021年から2023年までの合計27件の案件がそれぞれ登録または届出完了。

出所: 金融庁ウェブサイト(<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/our-support/success-stories/>)をもとにPwCが集計・作成

おわりに

2021年1月の法令改正および拠点開設サポートオフィスの開設を皮切りに、金融規制の見直しだけではなく、税制度の改正・明確化、在留資格の利便性向上、創業・生活支援、英語による情報発信など、国際金融センターの実現に向けた取組みは多岐にわたっており、その成果は着実に表れていると思われます。また、2023年9月25日から2023年10月6日までの「Japan Weeks」には、海外の投資家や資産運用会社などが集中的に日本に招致され、各種イベントが開催されることから、国際金融センターの実現に向けた取組みはより一層加速するものと予想されます。

PwC あらた有限責任監査法人は、これまで日本に新規参入した海外資産運用会社の財務諸表監査のみではなく、コンプライアンスや内部監査をサポートする業務など幅広くサービスを提供しています。今後も国際金融センターの実現に向けた取組みに注目していくとともに、資産運用業界の発展に貢献してまいります。

内容にご質問などございましたら、以下のお問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC あらた有限責任監査法人
資産運用アシュアランス部
シニアマネージャー 溝 口 健 太

PwC あらた有限責任監査法人 資産運用アシュアランス部
お問い合わせフォーム

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかつことによって発生した結果について、PwC あらた有限責任監査法人、およびメンバーフーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.